

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	(略) 中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u>	5種		(略) 中央病院内視鏡センター長	5種
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
	<u>薬剤部長（区分3種のもの</u> <u>を除く。）</u>	5種			5種
	中央病院薬剤副部長 （局長が定めるものに限る。） (略) (略)			<u>妙高病院薬剤部長</u> <u>松代病院薬剤部長</u> <u>柿崎病院薬剤部長</u> <u>十日町病院薬剤部長</u> <u>精神医療センター薬剤部長</u> <u>加茂病院薬剤部長</u> <u>津川病院薬剤部長</u> <u>吉田病院薬剤部長</u> <u>リウマチセンター薬剤部長</u> <u>坂町病院薬剤部長</u> 中央病院薬剤副部長 （局長が定めるものに限る。） (略) (略)	
備考 (略)		備考 (略)			

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。